医業未収金の管理　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：地方独立行政法人大阪府立病院機構

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 監査の結果 |
| １　地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「機構」という。）では、診療報酬等が回収予定日に入金されなかったものについては医業未収金として計上される。　(1)　患者負担分にかかる未収金については、患者別に未収金の発生及び回収の状況を管理する未収金システムと会計科目別に管理する財務会計システムの双方で残高管理を行っている。当該未収金については、平成24年度の監査結果（※１）のとおり、財務会計システムの残高と未収金システムの残高に差額が生じていたが、平成25年度末においても、以下の差異が生じている（いずれも未収金システムの残高に比べ財務会計システムの残高が過大）。差異の原因の一部は、医事会計システムから財務会計システムへのデータ連携機能のプログラム誤りや操作ミスであることが判明しており、機構は平成26年度に医事会計システムのプログラムを改修するとともに、差異金額を損失計上して措置する方針である。※１　平成24年度の監査結果（「財務会計システムと未収金システムについて」）要旨平成23年度末の患者負担分にかかる未収金に関して、財務会計システム上の残高と未収金システム上の残高に差額が生じている。患者別明細をもつ未収金システムと財務会計システムとの整合性を保つことで、決算数値の正確性を検証できるが、両者の間に原因不明の残高が生じており、決算数値の妥当性を欠いた状況となっている。　　また、差異の発生原因を検証するために、新たにプログラムを製作している。(2)　患者負担分以外にかかる未収金には、自治体に対する公費や保険会社に対する保険金等がある。当該未収金については、(1)の患者負担分にかかる未収金とは異なり、財務会計システムのみで残高管理を実施している。２　機構では、未収金対策として、患者負担分に係る未収金の滞納発生の未然防止及び発生した未収金の早期回収を中期計画に定めている（※２）。当該計画に対する取組として、前者では、クレジットカード等を用いた支払の導入や入院時の概算費用の提示等、後者では、電話等での催促や弁護士法人への回収委託の導入等を実施している。また、平成23年度の監査結果（※３）を受け、以下のとおり回収率に関する目標値を設定し、回収率の向上に取り組んでいる（※４）。さらに、他の地方独立行政法人等における未収金管理指標について、事例調査を実施し、次期中期計画での新たな目標値設定について検討を進めている。※２　第２期中期計画　第２ ２（２）③ 「未収金対策及び資産の活用」 患者負担分にかかる未収金の滞納発生の未然防止に努めるとともに、発生した未収金は、債権回収委託等を活用しながら、早期回収に取り組む。※３　平成24年度の監査結果（「未収金の回収率について」）要旨　　未収金の回収率の目標が設定されておらず、ＰＤＣＡサイクルが確立されていない。回収率の目標を設定して実績と比較することにより、回収率向上に対する取組を行われたい。※４　平成25年度の回収率に関する目標と実績の比較　 | １　患者負担分にかかる未収金については、今後差異の検証を行えるようになるとのことであるが、これまで財務会計システムの残高と未収金システムの残高とを照合し、差異の内容を把握する仕組みが構築されていない。２　患者負担分以外にかかる未収金については、発生時の入力や入金消込みが相手先別に実施されていないケースもあり、未収金残高の内訳について内容把握が行われていない。当年度の監査で把握した平成25年度末時点の１年超滞留残高及び発生日や相手先といった内容が不明な残高は以下のとおりであり、会計処理の方針は決まっていない。 ３　現在の未収金の管理指標では、すでに未収金になったものに対する回収状況を把握することはできるが、未収金の滞納発生の防止にも努める必要がある。 | 【改善を求めるもの（意見）】　患者負担分にかかる未収金については、財務会計システムの残高と未収金システムの残高を毎月照合するとともに、現在製作中の検証プログラムを活用し、差異の内容やその発生原因をチェックする仕組みを構築されたい。　患者負担分以外にかかる未収金については、左表のうち回収の見込みのない未収金は不納欠損処理や貸倒引当金計上の検討を行い、内容が不明なものには損失処理を行う等会計処理方法を早期に検討し、適切に処理するとともに、相手先別に内訳把握を行った上で、滞留が発生していないか、入金処理誤りがないか等について毎月チェックする仕組みを構築されたい。また、次期中期計画における未収金管理指標として、より効果的な管理指標を検討中とのことであるため、請求額全体に対する回収状況を新たに管理することも考慮されたい。 |
| 措置の内容 |
| 患者負担分に係る未収金については、平成27年度から未収金差異を把握するシステムを構築し照合を行い、差異の内容や発生原因をチェックしている。患者負担分以外の未収金については、概ね未消込のものであり、判明したものについては、全て必要な会計処理を行った。また、更なる残高についても、月ごとの状況把握に努め、必要な処理を行うよう全センターに周知した。未収金回収状況の管理については、平成27年度計画以降、患者請求額全体に対する回収率を患者未収金の管理指標とした。 |